

別記様式 2 6 ー 2 (規則様式第 9 号の 2)

許可番号第 0 5 0 2 0 0 0 9 4 9 1 号

産業廃棄物処分業許可証



住 所 札幌市中央区北 4 条西 4 丁目 1 番地

氏 名 株式会社鈴木商会
代表取締役 駒谷 僚

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条 第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

旭川市長 西 川 将 人



許 可 の 年 月 日 平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 3 6 年 1 2 月 1 4 日

1 事業の範囲

切断 (金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)。以下余白。

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 **金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの切断施設**
設置場所 北海道旭川市永山北 4 条 6 丁目 1 番 3 4
設置年月日 平成 3 1 年 3 月 7 日
処理能力 (金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
2 0 0 t / 日 (8 時間)、 2 5 t / 時間

施設の種類 **保管場所 1**
設置場所 北海道旭川市永山北 4 条 6 丁目 1 番 3 4
面積 1 8 m²
種類
・ 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 5 . 6 2 5 m³
高さ 0 . 7 5 m

3 許可の条件

(第2面)

4 許可の更新又は変更の状況

平成22年12月15日 許可の更新

平成25年 4月25日 優良基準適合確認

平成28年 5月11日 変更許可（圧縮（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。）及び切断（廃プラスチック類）の追加

平成29年12月15日 許可の更新

平成31年 3月18日 事業の一部廃止（圧縮（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。）及び切断（廃プラスチック類）の廃止

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~ 無

(日本工業規格 A列4番)